

提案書評価基準

提案書は、次に掲げる事項により評価・特定する。
また、特定された提案書の応募者を、契約の相手方として特定する。

1. 評価項目と評価基準

- (1) 業務内容の理解度：調査目的、業務内容について十分に理解していること
- (2) 提案内容の優良性1：提案内容に具体性、妥当性を伴い、優れていること
- (3) 提案内容の優良性2：提案内容に実現可能性を伴い、優れていること
- (4) 提案内容の独創性：独自の発想に基づく提案内容が含まれていること
- (5) 業務実施の確実性：過去の同種または類似の業務で良好な実績を挙げていること
- (6) 業務遂行の安定性1：実施体制が、委託業務を安定的に遂行できるものであること
- (7) 業務遂行の安定性2：実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであること
- (8) 業務成果の中立性：適正公平な業務成果を示すことができること
- (9) 専門的知識：業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有すること
- (10) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標：ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業であること

2. 特定方法

- (1) 評価委員が、提案書ごとに、1. (1)～(9)の各項目について3点を基準として1点から5点までの5段階評価を附す。
- (2) 各評価委員による1. (1)～(9)における評価の合計点の平均点が採点項目数×3の点以上であり、かつ、1. (10)に基づき総配点に占める割合による加算を行い算出した結果、最も高い評価を得た提案書を特定する。
- (3) 最も高い提案書が複数ある場合には、そのうちから委員長が特定する。
- (4) 1. (10)は5%とする。各配点については、下記のとおり

プラチナえるぼし	2.4点	プラチナくるみん	1.9点
えるぼし3段階目	1.9点	くるみん(新基準)	1.5点
えるぼし2段階目	1.5点	くるみん(旧基準)	1.0点
えるぼし1段階目	1.0点	青少年雇用促進法(若者雇用促進法)	
行動計画	0.5点	に基づく認定	1.9点